

# 令和2年 第5回高鍋町農業委員会 総会議事録

1. 開催日時 令和2年 5月28日(月) 午後2時から
2. 開催場所 高鍋町役場 第1会議室
3. 出席委員 農業委員 6名  
農地利用最適化推進委員 7名

## 農業委員

2番 幸妻 正浩      3番 森 清一      5番 宇治橋 俊美  
6番 二宮 國光      7番 松崎 久範      会長 坂本 弘志

## 農地利用最適化推進委員

1番 松井 正一郎      2番 永友 祥一      3番 山口 裕三  
5番 永友 定己      6番 木浦 由子      7番 宮越 美秋  
8番 橋口 卓史

4. 欠席委員 農業委員1名  
1番 大福 裕子

## 5. 議事日程

- 第1 議事録署名委員及び会議書記の指名
- 第2 会期の決定(別記のとおり)
- 第3 諸報告
- 第4 議案第24号 農地移動適正化あっせん事業について
- 第5 議案第25号 農地法第4条第1項の規定による許可申請書承認について
- 第6 議案第26号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書承認について
- 第7 議案第27号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の決定について

6. 事務局職員 事務局長 飯干 雄司      事務局長補佐 小澤 宏之  
係 長 兵藤 衣重      主 査 佐野 由美

(開会13時59分)

[事務局]

それでは、皆さんこんにちは。

(あいさつの声)

ちょっと早いですけど、皆さんお揃いでございますので、  
ただいまから、令和2年第5回高鍋町農業委員会総会を開会いたします。それ  
では、会の進行を坂本会長、よろしく願いいたします。

[議長]

それでは始めます。本日は、農業委員6名が出席です。

農業委員会等に関する法律 第27条第3項の規定により、総会は成立してお  
ります。

なお、欠席の大福裕子委員からは、欠席届が提出されております。

農地利用最適化推進委員は、7名全員が出席です。

これより議事に入ります。日程番号1、議事録署名委員及び会議書記の指名  
を行います。高鍋町農業委員会会議規則第12条第1項の規定による議事録署  
名委員につきましては、議長指名とさせていただきます。

本日の議事録署名委員には、2番幸妻正浩委員、3番森清一委員を指名いた  
します。なお、本日の会議書記には、事務局職員の小澤宏之局長補佐を指名い  
たします。

日程番号2、会期の決定につきましては、別記のとおり、本日5月28日の  
1日間といたします。

日程番号3、諸報告を事務局に求めます。

[事務局]

はい。事務局です。5月の業務報告及び6月の業務計画について御説明いた  
します。資料の2ページをお開きください。主なもののみ、御説明いたします。  
まず初めに、5月の業務報告についてでございます。

12日にあっせん委員会を開催し、山口推進委員と橋口推進委員が出席して  
おります。

18日には、農地中間管理事業の聞き取りに、木浦推進委員と橋口推進委員  
が出席しております。

今月の総会関係でございますが、21日に現地調査、本日28日が総会となっております。

続きまして、6月の業務計画でございます。

19日に全国農業新聞の市町村巡回が行われますが、全国農業新聞の方は来られずに、県の農業会議職員だけで巡回するとのことです。

第6回総会関係でございますが、現地調査を23日に行ない、総会は29日に行うこととしております。

また業務計画に記載はございませんが、総会終了後には、第1回農業経営改善等対策会議が開催される予定となっておりますので、よろしく申し上げます。

業務報告及び業務計画は、以上でございます。

3ページをお開きください。

県進達経過報告を申し上げます。

4条2件、5条4件、いずれも問題なく、5月14日付で許可となっております。

4ページをお開きください。

農地法第3条の3の規定による届出書については、御覧のとおりです。

御確認をお願いします。

[議長]

ただいまの報告並びに2ページから4ページについて、御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問等がないようですので、以上で諸報告を終わります。

日程番号4、議案第24号「農地移動適正化あっせん事業について」を議題とします。

農地移動適正化あっせん事業実施要領9のアの規定による申し出について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。

1番 令和2年5月18日 貸渡しの申出です。

申出者 ○○○○

農地の所在 大字○○字○○\*\*\*\*番\* 畑 7, 6 4 3 m<sup>2</sup>

この申出につきまして、あっせん委員の指名をお願いいたします。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは、あっせん委員の指名をいたします。

1 番 貸渡し 申出 担当委員 6 番 木浦 由子 推進委員  
順番委員 2 番 永友 祥一 推進委員

よろしく申し上げます。

日程番号5、議案第25号「農地法第4条第1項の規定による許可申請書承認について」を議題とします。

1 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

8 ページをお開きください。

議案第25号「農地法第4条第1項の規定による許可申請書承認について」です。

1 番 農地の所在 大字○○字○○\*\*\*\*番\* 畑 5 9 5 m<sup>2</sup>

申請人 ○○○○

転用目的は、貸駐車場及び庭園です。

担当の二宮委員より御説明をお願いいたします。

[議長]

はい。6 番。

[6 番]

6 番。まず、10 ページを見てください。これを縦長で見いただきますと、申請地が、○○の前の道路を、駅に向かって進みまして、すぐ左手にある○○

を左折して、間もないところです。

次に12ページを見てください。申請地は、登記簿上は畑であるわけです。

しかし、41年前の昭和54年に、この595㎡の畑に無許可でアパートを建築しまして、そのアパートを昨年取り壊しまして、現在はアパートの跡地は更地になっております。

さらにこの畑の一部には、カーポートもあります。

このために、カーポートのある\*\*\*\*の畑を転用して、アパートを取り壊した跡地に貸駐車場と庭を造りたい、という追認申請です。以上です。

[議長]

はい。事務局から補足することがありましたら、お願いします。

[事務局]

はい。申請地は、都市計画用途区域、第二種中高層住居専用地域に規定する用途地域が定められた地区にある農地であることから第3種農地と判断されません。第3種農地は、転用許可対象です。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

本件原案のとおり承認することに賛成委員の起立を求めます。

起立全員と認めます。

よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。

2番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

2番 農地の所在 大字〇〇字〇〇\*\*\*\*番\*の一部 便宜上Aとしております。

畑 109.71㎡

申請人 〇〇〇〇

転用目的は、倉庫及び一般住宅敷地です。

担当の二宮委員より御説明をお願いいたします。

[議長]

はい、6番。

[6番]

6番。まず、14ページを見てください。これを縦長に見ていただきますと、下から3分の1ぐらいのところの中央に十字路がありますが、この十字路は、〇〇の鳥居から直進してきたところの十字路です。この十字路からほどないところが申請地です。

次に16ページを見てください。申請地は、登記簿上の地目は畑であるわけですが、この畑が、申請者の自宅の宅地に隣接する畑であるために、自宅とそれから自宅のすぐそばにある小さい25㎡の物置のこの2つの建物の一部が、自宅の宅地を超えてこの畑に張り出して違法に建築されているというものです。この裏庭を是正するために、追認の申請をしているものです。以上です。

[議長]

事務局から補足することがありましたら、お願いします。

[事務局]

はい、申請地は、都市計画用途区域、第一種低層住居専用地域に規定する用途地域が定められた地区にある農地であることから第3種農地と判断されます。第3種農地は転用許可対象です。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは質問もないようですので、採決いたします。本件原案のとおり承認することに賛成委員の起立を求めます。

起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。

日程番号6、議案第26号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書承

認について」を議題とします。

1番の1の案件と1番の2の案件につきましては、同一の転用計画に基づく許可申請ですので、事務局より一括して議案の説明をお願いします。

事務局、議案説明をお願いします。

[事務局]

はい。17ページをお開きください。

議案第26号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書承認について」です。

1番1 農地の所在 大字〇〇字〇〇\*\*\*\*番\*

田 10㎡ ほかに1筆

賃貸借です。

貸渡人 〇〇〇〇

借受人 〇〇〇〇

転用目的は、店舗用地(〇〇建築)です。

1番2 農地の所在 大字〇〇字〇〇\*\*\*\*番\*

田 1,992㎡

賃貸借です。

貸渡人 〇〇〇〇

借受人 〇〇〇〇

転用目的は、店舗用地(〇〇建築)です。

担当の森委員より御説明をお願いいたします。

[議長]

はい、3番。

[3番]

はい。3番。説明いたします。この申請の場所は、10号線の〇〇の約北側300m〇〇のすぐ南側でございますけども、その田んぼの土地でございます。

現在は休耕田として管理されております。今回この土地を転用して、〇〇を造りたいということで、申請が挙がっております。建設後であります、1日あたり100坪1,200人見込んでおまして、これに見合う駐車場が欲しいということで、これだけの面積を確保したいということであります。西側は国道、北側は一般住宅、東側は〇〇、南側は〇〇となっております。

造成工事、盛土、ブロック、更にフェンスの設置等で〇〇〇〇、建物工事〇〇〇〇、30年の賃借が設定されておまして、1-1に関しましては、使用料が〇〇〇〇円、下の方の1-2に関しましては、月〇〇〇〇円ということで支払われるということです。また、申請地の雨水につきましては、町道側溝へ、汚水についても合併処理浄化槽を通じて町道側溝へ放流する予定です。また銀行の残高証明、更に土地改良区からの差し支えないという旨の意見書も添付されております。以上です。

[議長]

事務局から補足することがありましたら、お願いします。

[事務局]

はい、申請地は、過去の公共投資の実績もない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。第2種農地は、その農地を申請することがやむを得ないと認められるときは、転用許可対象です。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは質問もないようですので、採決いたします。

1番の1の案件について、本件原案のとおり承認することに賛成委員の起立を求めます。

起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。

1番の2の案件について、本件原案のとおり承認することに賛成委員の起立を求めます。

起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。

2番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

2番 農地の所在 大字〇〇字〇〇\*\*\*\*番  
畑 1, 299㎡

所有権移転です。

譲渡人 〇〇〇〇

譲受人 〇〇〇〇

転用目的は、太陽光発電施設の設置です。

担当代理の坂本会長より御説明をお願いいたします。

[議長]

はい。8番。説明します。〇〇〇〇さんから〇〇〇〇への5条による所有権移転です。転用目的は、太陽光発電施設の設置です。25ページを御覧ください。〇〇の〇〇の手前の川を右側に入ったところです。現状は草木が生えて荒れた状態になっていました。その土地と隣接した宅地の一部分に太陽光発電施設を設置するとのこと。土地造成は整地転圧のみで、雨水排水は現状どおり自然浸透だそうです。新たな汚水、排水はありません。また、土地境界には畝状の段差が付くように造成し、隣接地への土砂の流出などの発生はないとのこと。総額は〇〇〇〇円で、それに見合う残高の通帳のコピーも入っております。以上です。

事務局から補足することがありましたらお願いします。

[事務局]

申請地は、過去の公共投資の実績もない、小集団の生産性の低い農地であることから第二種農地と判断されます。第二種農地は、その農地を申請することがやむを得ないと認められるときは、転用許可対象です。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは質問もないようですので、採決いたします。本件原案のとおり承認することに賛成委員の起立を求めます。

起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。

3番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。18ページをお開きください。

3番 農地の所在 大字〇〇字〇〇\*\*\*\*番\* 田 225㎡  
所有権移転です。

譲渡人 〇〇〇〇

譲受人 〇〇〇〇

転用目的は、車両駐車場です。

担当の宇治橋委員より、御説明をお願いいたします。

[議長]

はい。5番。

[5番]

はい。5番、説明いたします。これは、〇〇〇〇さんが〇〇〇〇さんより田を譲受け、車両駐車場を造る申請でございます。申請地は、〇〇、10号線になりますが、こちらから行くと、右側になります。ちょうどいま、〇〇が来ますが、〇〇の東側辺になると思います。本件は、平成30年に農地転用の許可を受け、〇〇が設置した〇〇の隣接地に従業員用駐車場及び商品車両一時駐車場として利用するため、既存の施設を拡張したく申請するものでございます。

申請地は、整地後に砂利を敷くだけで、新たな土地の造成、生活排水、汚水等もなく、雨水は自然浸透、設置道路の側溝に排水するというところでございます。

21日、現地調査をしましたが、現地は雑木というか木に覆われて、人の入れるレベルの状態ではございませんでした。周囲には、影響が無く問題ないと思います。土地代が〇〇〇〇、造成費が〇〇〇〇円、計〇〇〇〇円、すべて自

己資金で行うということでございます。以上。

[議長]

事務局から補足することがありましたらお願いします。

[事務局]

はい。申請地は、過去の公共投資の実績もない、小集団の生産性の低い農地であることから第二種農地と判断されます。第二種農地は、その農地を申請することがやむを得ないと認められるときは、転用許可対象となります。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは質問もないようですので、採決いたします。本件原案のとおり承認することに賛成委員の起立を求めます。

起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。

次に日程番号7、議案第27号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の決定について」を議題とします。

所有権移転。

1番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。

1番 農地の所在 大字〇〇字〇〇\*\*\*\*番

田 768㎡

所有権を移転する者 〇〇〇〇

所有権の移転を受ける者 〇〇〇〇

担当の宮越推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員7番。

[推進委員 7 番]

はい。7 番、説明します。〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんとの有償の所有権移転でございます。これはあっせんであがった案件でもあります。

申請地は、〇〇公民館前の道路を東へ150mほど行き、左側に倉庫があるんですけども、その倉庫の農場を80mほど行ったところに申請地はございます。

現状は、早期水稻のコシヒカリが植えてありました。〇〇〇〇さんはハウスズッキーニ、露地スイートコーン、水稻などを栽培している農業従事者でございます。768㎡に対して、価格は〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

はい。事務局及び担当推進委員の説明が終わりました。御意見、御質問はございませんか。

それでは質問もないようですので、採決いたします。本件原案のとおり決定することに賛成委員の起立を求めます。

起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり決定いたしました。

2 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。すいません。説明の前に文字の誤りがありましたので、訂正をさせていただきます。2 番の所有権を移転する者〇〇〇〇さんの住所なんですが、〇〇とになっておりますが、〇〇の間違いです。申し訳ありません。訂正をお願いします。それでは説明させていただきます。

2 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇\*\*\*\*番\*

田 1, 034㎡

所有権を移転する者 〇〇〇〇

所有権の移転を受ける者 〇〇〇〇

担当の永友祥一推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

はい、2番。

[推進委員2番]

2番。説明します。〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの強化法を使った所有権移転です。以前から〇〇の〇〇〇〇さんが借りて耕作された水田を買ってほしいと頼まれ、同意し、今回の申請となりました。

申請地は、〇〇〇〇さんのハウスのすぐ東側にある田んぼで飼料稲が植えてありました。面積は1,034㎡で価格は〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

はい。事務局及び担当推進委員の説明が終わりました。御意見、御質問はございませんか。

それでは質問もないようですので、採決いたします。本件原案のとおり決定することに賛成委員の起立を求めます。

起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり決定いたしました。

3番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。3番 農地の所在 大字〇〇字〇〇\*\*\*\*番

田 1,032㎡

所有権を移転する者 〇〇〇〇

所有権の移転を受ける者 〇〇〇〇

担当の木浦推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員6番。

[推進委員6番]

はい。6番説明します。〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの所有権移転です。

現地は〇〇のすぐ下の田んぼです。今まで〇〇〇〇さんが、借りて植えられていたそうです。今年も稲が作付されておりました。対価は全部で〇〇〇〇だそうです。よろしくお願いします。

[議長]

はい。事務局及び担当推進委員の説明が終わりました。御意見、御質問はございませんか。

それでは質問もないようですので、採決いたします。本件原案のとおり決定することに賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり決定いたしました。

4番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。4番 農地の所在 大字〇〇字〇〇\*\*\*\*番

畑 2, 116㎡

所有権を移転する者 〇〇〇〇

所有権の移転を受ける者 公益社団法人 宮崎県農業振興公社

担当の山口推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員3番。

[推進委員3番]

3番山口、説明いたします。畑の所在地は〇〇の坂を上って行って、墓地のところを左に曲がって、高圧線のあるところのすぐ下です。

〇〇〇〇さんが現在人参を作っておられました。

価格が、全部で〇〇〇〇ちょうどです。ということで決定いたしました。以上です。

[議長]

はい。事務局及び担当推進委員の説明が終わりました。御意見、御質問はございませんか。

それでは質問もないようですので、採決いたします。本件原案のとおり決定することに賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり決定しました。

5番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。5番 農地の所在 大字〇〇字〇〇\*\*\*\*番  
畑 2, 116㎡

所有権を移転する者 公益社団法人 宮崎県農業振興公社  
所有権の移転を受ける者 〇〇〇〇

担当の山口推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員3番。

[推進委員3番]

3番山口です。あのこれ今言った分、また言うんですか。

[議長]

今度は所有権が変わったので。

[推進委員3番]

先ほども説明したとおり、高圧線の下にある分で〇〇〇〇さんが人参を作ったところです。そこを〇〇〇〇さんが売りたいということで、〇〇〇〇ということで、決定いたしました。

[議長]

はい。事務局及び担当推進委員の説明が終わりました。御意見、御質問はご

ございませんか。

それでは質問もないようですので、採決します。本件原案のとおり決定することに賛成委員の起立を求めます。

起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり決定しました。

次に利用権設定です。

1番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい、1番 農地の所在 大字〇〇字〇〇\*\*\*\*番\*

田 633㎡ ほか3筆

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 公益社団法人 宮崎県農業振興公社

担当の山口推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員3番。

[推進委員3番]

はい。3番山口説明いたします。〇〇というのは、いわゆる〇〇地区です。〇〇地区の田んぼが4枚ですね。〇〇〇〇さんが、〇〇〇〇さん作ってたんだけども、もう作れないということで〇〇〇〇さんが〇〇〇〇くんが作ってくれるということで、見に行ったらもう作付がされてありました。以上です。

[議長]

2番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。2番 農地の所在 大字〇〇字〇〇\*\*\*\*番\*

田 1,658㎡ ほか2筆

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 公益社団法人 宮崎県農業振興公社  
担当の宮越推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員 7 番。

[推進委員 7 番]

はい。7 番説明します。〇〇〇〇さんから公益社団法人宮崎県農業振興公社との利用権貸借です。申請地は、〇〇がある大きな建物から見ると〇〇さん方向になるんですけども、そちらに農道を 80 m ほど行くと、3 筆ほどそこに申請地がございます。

現状は、きれいに耕運されていました。期間は 5 年で、10 a 当りの賃借料は、〇〇〇〇円です。耕作者は〇〇〇〇さんです。以上です。

[議長]

はい。3 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい、3 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇\*\*\*\*番  
畑 332 m<sup>2</sup>

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 公益社団法人 宮崎県農業振興公社  
担当の永友祥一推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

はい。推進委員 2 番。

[推進委員 2 番]

はい、2 番永友説明します。〇〇〇〇さんから宮崎県農業振興公社への新規の利用権設定です。以前より〇〇〇〇さんの畑を〇〇の〇〇〇〇さんが相対で借りて耕作されていましたが、〇〇に住んでいるので、ちゃんとした契約がし

たいと思われ、今回農業振興公社を利用しての契約となりました。

申請地は、〇〇公民館近くの〇〇〇〇さんの〇〇がありますが、その裏の大地にあり、甘藷が作付されていました。

面積は332㎡で借地料はタダです。以上です。

[議長]

事務局及び担当推進委員の説明が終わりました。

御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

1番の案件について、本件原案のとおり決定することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって本件は、原案のとおり決定しました。

2番の案件について、本件原案のとおり決定することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって本件は、原案のとおり決定いたしました。

3番の案件について、本件原案のとおり決定することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって本件は、原案のとおり決定しました。

はい、ちょっとお待ちください。

事務局から補足説明があるとのことです。

お願いします。

[事務局]

すみません。採決後ではあるんですけども、ちょっとこの場を借りて補足説明をさせていただきます。35ページをお開きください。

4番と5番の案件が、同一農地ということで、なかなかないタイプの売渡しが出ましたので、ちょっと御理解に苦しむ委員さんもいらっしゃるのではない

かと思いますので、補足をさせていただきます。

お手元に、振興公社のパンフレットをお配りしております。開けていただきますと、①、②、③とタイプがございまして、よく総会に登場するのが②番の一時貸付タイプです。これが、農地を振興公社が買い入れて、購入予定者に4年10か月貸付をしまして、その間で営農をしっかりとっていただき、資金を蓄えていただき、約束の期限が来たら、買い入れてもらうっていうやつです。おなじみのやつだと思います。③番が、1年に1回出るか出ないか、3年に1回ぐらいでしょうか、分割タイプっていうのがあって、これは御覧になったことがあると思います。

今回は、①番の即売りタイプです。おそらく高鍋では初めて出るものだと思います。こちらにも書いてあるんですけども、向こうが買い入れた農地を速やかに売り渡す。2、3か月以内とあります。議案を見ていただいたら分かる通り、6月22日に公社が買い入れをしまして、7月の21日、1か月経たないうちに売り渡すということになっています。

経緯を説明しますと、一時貸付タイプの御利用ということで最初は相談があったんですが、最近、4年10か月コースに買い入れができないという事態が発生しているようで、振興公社も慎重になっておりまして、今回は、購入希望者の方にきちんと蓄えがあるということで、即売りタイプを御利用になるということになりました。

公社を通すメリットは、こちらにもメリットのところに書いてあるんですけど、振興公社が一切諸経費を取らない、売買金額がトンネルで通って行くっていうところで。あと登記の費用も、農業委員会の方で登記をしたときに少しですが手数料など頂くんですが、それも全部振興公社がみてくださるということで、そういったところがメリットになっております。

すみません。説明が遅くなりましたが、補足をさせていただきました。

以上です。

[3番]

はい、質問。

[議長]

はい、3番。

[3番]

前回の総会の時に、中間管理事業に関しての利用権設定をするときに、貸し手と借り手は、借り手の方が当然公社になるんですけど、その後の公社が貸す人を話した方がいいじゃないかという話がありましたけど、今回からはそれは該当にはならない。口頭だけでもいいからということで決定されたっちゃないかなっていうように覚えてるんですが。

[事務局]

はい、ありがとうございます。すみません、前回のやり取りで、担当推進委員が説明していただけるという認識でいたんですけど、事務局が出した方がよかったですか。

[3番]

どちらでもいいです。

[事務局]

どちらでもいいですか。1番と2番については、耕作者が〇〇〇〇さんということで御案内があったと思います。3番が、〇〇〇〇さん。

永友推進委員すみません。〇〇〇〇さん下の名前はなんでしたか。

[推進委員2番]

〇〇〇〇さん。

[事務局]

〇〇〇〇さんです。

[議長]

よろしいですか。はい。

[事務局]

ありがとうございました。

[議長]

以上で、本日の議案の審議、すべてを終わりました。

これをもちまして、令和2年第5回高鍋町農業委員会総会を閉会いたします。

どうも御苦勞様でした。

(閉会 14時38分)